

環境政策	214
1. 2021年度の環境関連政策に関する主な動き（総論）	214
1. 1. 地球温暖化対策に関する国際面の主な動き	214
1. 2. 地球温暖化対策に関する国内面の主な動き	214
1. 3. 廃棄物・リサイクル対策に関する主な動き	214
1. 4. 産業公害対策に関する主な動き	214
2. 地球温暖化対策	214
2. 1. 地球温暖化防止のための国際的な取組	214
2. 1. 1. G7, G20における協力	214
2. 1. 2. 国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）	215
2. 1. 3. 二国間クレジット制度を始めとした国際貢献	215
2. 1. 4. 気候変動適応ビジネスの推進	216
2. 2. 国内における地球温暖化対策	216
2. 2. 1. 地球温暖化対策計画	216
2. 2. 2. カーボンニュートラル行動計画（低炭素社会実行計画）の評価・検証	216
2. 2. 3. グリーンイノベーション基金	217
2. 2. 4. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	217
2. 2. 5. トランジション・ファイナンスの推進	217
2. 2. 6. カーボンプライシング	218
2. 2. 7. GX推進法	218
2. 3. イノベーションの推進	219
2. 3. 1. MIへの参加	219
3. 廃棄物・リサイクル対策	219
3. 1. 循環経済政策	219
3. 2. 各種リサイクル法の適正な施行	220
3. 3. レアメタルリサイクル対策	223
3. 4. リサイクル分野における我が国企業のアジア展開	223
3. 5. 海洋プラスチックごみ対策	223
3. 6. バーゼル条約関連政策	224
4. 産業公害対策	225
4. 1. 大気汚染防止対策	225
4. 2. 水質汚濁防止対策	225
4. 3. 土壌汚染対策	226
4. 4. ポリ塩化ビフェニル（PCB）問題	226
4. 5. 公害防止管理者制度	226
4. 6. 環境影響評価制度	227
4. 7. 税制、財政投融资による公害防止設備投資支援	227

## 環境政策

### 1. 2021年度の環境関連政策に関する主な動き（総論）

#### 1. 1. 地球温暖化対策に関する国際面の主な動き

地球温暖化問題は世界全体で取り組むべき喫緊の課題である。

I P C C（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書統合報告書（2023年）は、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達したことを明らかにし、また、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がないと結論付けた。地球規模での対策を進めるためには、米国や中国を始めとした主要排出国や今後大幅な排出量の増加が予測される発展途上国の取組への参加が不可欠であり、全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築を目指して、国際交渉を進めていく必要がある。

こうした考え方の下、2015年12月にフランス・パリにて開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組みの採択を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択された。パリ協定は2016年11月に発効し2020年から本格的に運用開始された。

#### 1. 2. 地球温暖化対策に関する国内面の主な動き

我が国における2020年度の温室効果ガスの総排出量は、11億5000万トン（CO<sub>2</sub>換算）である。日本は、2014年度以降7年連続で排出量を削減しており、2013年度比で約18%削減している。前年度と比較して排出量が減少した要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する製造業の生産量の減少、旅客及び貨物輸送量の減少等に伴うエネルギー消費量の減少等などが挙げられる。

2021年4月22日に開催された第45回地球温暖化対策本部において、菅内閣総理大臣は、我が国は2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。これを受けて、我が国の地球温暖化対策に係る議論を加速させ、2021年10月22日に地球温暖化対

策計画、エネルギー基本計画、パリ協定に基づく長期戦略、我が国のNDC等を改訂した。

また、そうした国際公約の達成を目指すとともに、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さらには、日本の産業構造・社会構造を変革し、将来世代を含む全ての国民が希望を持って暮らせる社会を実現するための取組の方針が、「GX実現に向けた基本方針」として2023年2月10日に閣議決定された。

#### 1. 3. 廃棄物・リサイクル対策に関する主な動き

我が国では、循環型社会を目指すべく、2000年代初頭より世界に先駆けて3R（Reduce, Reuse, Recycle）に取り組み、廃棄物処分量の削減やリサイクル率の向上等の着実な成果を上げてきた。こうした中、より良好な環境の維持と持続的な経済成長を両立させるために、循環型社会の構築を進め、環境制約・資源制約を同時に克服する手段として、3R政策及び循環経済政策は今後ますます重要性が高まっている。経済産業省では、資源循環経済政策の再構築等を通じた国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得を目指し、総合的な政策パッケージである「成長志向型の資源自律経済戦略」を2023年3月に策定した。

#### 1. 4. 産業公害対策に関する主な動き

産業活動を原因とする公害については、高度経済成長の時代以来大幅な改善がなされてきたが、新製品や新技術の開発によって発生する新たな物質によって環境への影響が生じる場合等は、引き続き適切な対策を講じる必要がある。このため、経済と環境の両立を念頭に、現状における課題の解決や環境への負荷の未然防止の取組を行った。具体的には、1. 業者によるVOC排出の抑制のための取組のフォローアップ、2. 「水銀に関する水俣条約」に係る対応、3. 水質汚濁防止対策に係る取組、4. 土壌汚染対策に係る取組、5. CB廃棄物の適正な処理推進に係る取組、6. 公害防止管理者制度の普及啓発、7. 公害防止設備に係る財政投融资の延長等を実施した。

### 2. 地球温暖化対策

#### 2. 1. 地球温暖化防止のための国際的な取組

##### 2. 1. 1. G7, G20における協力

G7については、2022年5月26～27日に、ドイツが主催するG7気候・エネルギー・環境大臣会合がベルリンで開催され、日本からは経済産業省細田経済産業副大臣、環境省大岡環境副大臣が出席した。同会合では、地政学的情勢を踏まえたエネルギー安全保障の確保に加え、カーボンニュートラルの実現に向け、気候変動対策の強化や、エネルギー・トランジションの重要性、産業のグリーントランスフォーメーション等について議論がなされた。

2022年6月26～28日には、エルマウにてG7サミットが開催され、岸田総理が出席した。2030年までの高度に脱炭素化された道路部門、2035年までの完全に、または大宗が脱炭素化された電力部門、国内の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトを加速させるという目標に向けた具体的かつ適時の取組を重点的に行うことにコミットすることを確認した。

G20については、2022年8月31日に、インドネシアが主催するG20環境・気候大臣会合がバリで開催され、日本からは経済産業省長峯大臣政務官、環境省西村大臣が出席した。同会合では、議長国の優先課題、すなわち、より持続可能な復興の支援、環境保護及び気候目標を支援するための陸上及び海上での行動の強化、環境保護及び気候目標の取組を支援するための資源動員の強化について議論された。会合での議論の内容を踏まえ、議長国から議長サマリーが発出された。

2022年11月15～16日には、パリにてG20サミットが開催され、岸田総理が出席した。成果文書として首脳宣言が採択され、パリ協定目標に向けてG20で協働して取り組むことの重要性等が盛り込まれた。

## 2. 1. 2. 国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）

2022年11月6日から11月20日にかけて、国連気候変動枠組条約第27回締約国会合（COP27）が開催された。

2週間に亘る交渉の結果、気候変動対策の各分野における取組の強化を求めるCOP27全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」、2030年までの緩和の野心と実施を向上するための「緩和作業計画」が採択された。加えて、ロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）支援のための措置を講じること及びその一環としてロス&ダメージ基金を設置することを決定するとともに、この資金面での措置（基金を含む）の運用化に関してCOP28に

向けて勧告を作成するため、移行委員会の設置が決定された。

また、経済産業省主導のイニシアティブとして、脱炭素に寄与する製品・サービスの提供を通じた、企業による社会全体の排出削減への貢献を評価する新たな価値軸である「削減貢献量」について、ビジネス（WBCSD等）・ファイナンス（GFANZ等）・国（UAE・米）等の主要ステークホルダーを議論に巻き込み政府レベルの議論をリードした。11月14日に日本政府が主催したイベントにおいて、WBCSDとの強い協力関係を元に、WBCSDが策定中のガイダンスの概要が世界で初めて発表された。さらに、11月16日、国連ハピタット福岡本部とともに、途上国における気候変動にレジリエントな都市づくりを目指して「すばる（SUBARU）」イニシアティブを新たに発表した。

## 2. 1. 3. 二国間クレジット制度を始めとした国際貢献

我が国は、途上国等への優れた脱炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため、「二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）」を構築・実施している。

2022年6月に閣議決定された「二国間クレジット制度（JCM）の拡大のため、2025年を目途にパートナー国を30か国程度とすることを目指し関係国との協議を加速する」（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ）という方針に基づき、関係国と協議を行い、2022年8月にセネガル、チュニジア、9月にアゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、10月にスリランカ、ウズベキスタン、11月にパプアニューギニアとJCMの構築に関する協力覚書の署名が行われ、パートナー国は25か国となった。

また、従来の政府資金を活用したJCMプロジェクト組成に加え、昨今の民間事業者側におけるJCMクレジット活用への関心の高まり等を踏まえた、JCMクレジット取得を目的とした政府資金を活用しない民間資金を中心とするJCM（民間JCM）プロジェクトの組成促進のため、2023年3月に「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンス」策定・公表した。

加えて、2022 年度は J C M プロジェクトの案件発掘及び組成を目的とし、再エネ・省エネ及び C C U S 分野における調査事業をアジア地域（10 件、5 か国）にて実施した。また温室効果ガス排出削減効果を定量的に評価する手法の調査事業を、アジア地域にて再エネ・省エネ分野で 3 件実施した。さらに、優れた低炭素技術・製品等の導入による温室効果ガス排出削減効果の測定・報告・検証等を行う実証事業として、I C T を活用した送電システムの効率化・高度化事業をタイにて実施した。

また A S E A N 地域の脱炭素化の実現への貢献として、2019 年度に日本主導で立ち上げた A S E A N 地域のエネルギー転換と低炭素社会の実現を目指す官民イニシアチブ「Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN (C E F I A)」に基づく取組を進めた。2023 年 2 月には第 4 回官民フォーラムを実施し、実行中のフラッグシッププロジェクトの進捗の共有や、今後の協力の方向性などに関する意見交換を行った。

#### 2. 1. 4. 気候変動適応ビジネスの推進

我が国企業が有する技術・知識・ノウハウなどを通じて、途上国による気候変動問題への適応の取組に対して貢献を果たすことができよう、民間主導による気候変動適応ビジネスを推進している。

途上国における我が国企業の技術や取組を国内外に発信するため、2019 年より毎年「日本企業による適応グッドプラクティス事例集」を取りまとめ、2022 年度は新たに 6 件の事例を拡充した（計 41 事例）。また、2022 年 12 月にベトナム、2023 年 1 月にタイとともに二国間のオンライン官民ワークショップを開催し、具体的な案件形成の後押しを行った。

加えて 2022 年 11 月に国連ハビタット福岡本部とともに、途上国における気候変動にレジリエントな都市づくりを目指して「すばる (SUBARU; S Uustainable Business of Adaptation for Resilient Urban future) ・イニシアティブ」を新たに発表した。同イニシアティブの下では、多様なパートナーシップ構築や情報連携、中小企業・スタートアップの挑戦機会の拡大を通じて、アジア太平洋地域の都市における適応分野の課題解決に向けた我が国企業の貢献を促進していくこととしている。

## 2. 2. 国内における地球温暖化対策

### 2. 2. 1. 地球温暖化対策計画

我が国は、2016 年に発効したパリ協定への対応として、同年 5 月に、地球温暖化対策の推進に関する法律(1998 年法律第 117 号、以下「温対法」という)に基づく「地球温暖化対策計画」を策定した。また、パリ協定において、各締約国の努力義務として策定が求められている、長期的な温室効果ガス低排出型の発展のための戦略(長期低排出発展戦略)として、2019 年 6 月に、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定した。2050 年カーボンニュートラル宣言や 2030 年度の新しい目標設定等を踏まえ、2021 年 10 月 22 日に開催された第 48 回地球温暖化対策推進本部及び閣議においてこれらを改訂した。地球温暖化対策計画は定期的な進捗管理を行うこととしており、2022 年 6 月に開催された地球温暖化対策推進本部において、2020 年度における進捗状況の点検を行い、今後も同計画に掲げられた対策・施策を一層推進していくこととした。

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について定めている。改訂した同計画では、新たな削減目標として、日本は 2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく事を掲げている。

長期戦略は、2050 年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示すもので、地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、脱炭素社会の実現に向けて各部門の対策や横断的施策を進めていくことを記載している。

### 2. 2. 2. カーボンニュートラル行動計画(低炭素社会実行計画)の評価・検証

産業界においては、1997 年に日本経済団体連合会(経団連)が環境自主行動計画を策定して以降、各業界団体は自主的に地球温暖化対策に取り組んできた。自主行動計画に続く新たな計画として、2013 年 1 月に「経団連低炭素

社会実行計画（フェーズ1）」、2015年4月に「2030年に向けた経団連低炭素社会実行計画（フェーズ2）－産業界のさらなる挑戦－」が経団連から発表された。さらに、経団連は2021年6月に低炭素社会実行計画を「経団連カーボンニュートラル行動計画」に改めることを宣言し、同年11月に同計画を公表した。産業界は、1. 国内の事業活動から排出されるCO<sub>2</sub>の2020年における削減目標の設定、2. 消費者・顧客を含めた主体間の連携の強化、3. 途上国への技術移転など国際貢献の推進、4. 革新的技術の開発、に取り組むことで、地球規模での排出削減に一層の貢献を果たしている。経団連に加盟していない業種も含め、これまでに114業種（産業部門：53業種、業務その他部門：41業種、運輸部門：17業種、エネルギー転換部門：3業種）が温室効果ガス排出削減計画（以下、これら各業種の計画を「カーボンニュートラル行動計画」という。）を策定し、産業・エネルギー転換部門の排出量の約9割近く、全部門の約5割をカバーするに至っている。政府としては、カーボンニュートラル行動計画の透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上するよう、関係審議会等での定期的なフォローアップを行うこととしている。

2021年度実績に基づく2022年度の評価・検証は、審議の活性化を図るため、事前の書面質疑応答等のフォローアッププロセスを行った上で実施した。各業種の2030年目標に対する2021年度実績の進捗状況については、2022年12月～2023年3月にかけてフォローアップ審議会を開催し、経済産業省所管及び環境省所管の44業種全てで、目標達成に向け取組が前進していることを確認した。また、他部門での貢献は40業種、海外での削減貢献は25業種、革新的技術は29業種が取組の進捗を報告し、業界や部門の枠組みを超え、国内外での排出削減に貢献していることを確認した。また、我が国の2030年度目標の見直しや各業界の目標達成状況等を踏まえ、2022年度の評価・検証では、21業種が目標見直しを実施し、PDCAサイクルが適切に実施されていることを確認した。

### 2. 2. 3. グリーンイノベーション基金

グリーンイノベーション基金は、2050年カーボンニュートラル実現の鍵となる革新的技術について、具体的な目標へのコミットメントを示す企業等に対し、最長10年間、その研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する

ことを目的としている。支援するプロジェクトについては、2021年4月から、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という）の下に設置したワーキンググループによる議論や、パブリックコメントなどを経て、順次組成を進めており、2023年3月末までに、19件のプロジェクトに対し、最大で合計約1兆8663億円を拠出することが決定し、18件のプロジェクトにおいて実施事業者が決定している。また、プロジェクト開始後は、実施企業の経営者に対し自らが表明した、「経営課題として取り組むことへのコミットメント」に対する取組状況の確認を目的としたモニタリングを実施している。2022年度においては、10プロジェクト延べ41社に実施した。

また、当初の2兆円に加え新たに財源を積み増し、社会実装を加速する取組の追加や、未実施領域における新たなプロジェクトの組成について審議を行い、1件のプロジェクトについては、公募を開始した。

### 2. 2. 4. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

令和3年度税制改正において、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制として、産業競争力強化法に基づく計画認定制度の計画の認定を受けた事業者がグリーン社会への転換に向けた設備投資を行った場合に、税額控除等ができる措置を創設した。

また、2021年8月に同計画認定制度の新設等を盛り込んだ「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の一部が施行され、これまでに110件の認定を行った。

### 2. 2. 5. トランジション・ファイナンスの推進

世界の投資資金の流れは大きく変化している。ESG投資額が2020年時点で約3500兆円規模に拡大するなど、投融资にかかる意思決定における企業評価の基準に、気候変動への取組を組み込む動きが拡大している。

EUタクソノミーはグリーンリストとして広く認識されているものの、これだけで脱炭素化を実現することは困難とも考えられ、脱炭素への「移行」に資金供給を促す「トランジション・ファイナンス」を推進してきた。2021年に開始したトランジション・ファイナンスの環境整備を更に進めるべく、これまでの7分野に加えて2023年3月には自動車分野の技術ロードマップを新たに策定した。また、

トランジション・ファイナンスの好事例の蓄積、発信を行うため、第三者評価費用への補助事業を実施し、2021年度12件に加えて、2022年度は9案件が採択された。さらに、トランジション・ファイナンスの信頼性と実効性の向上に向けて、資金供給後の金融機関によるトランジション戦略の実行状況等のフォローアップの在り方について環境整備検討委員会で議論を進めた。また、金融機関等の投融资先の排出量であるファイナンスド・エミッションをネットゼロにするべきという世界的潮流のため、排出削減が困難な産業への投融资を控える行動が生じるという課題を踏まえ、官民のサブワーキングを立ち上げ、2023年2月に課題提起ペーパーを策定した。こうした取組の結果、トランジション・ファイナンスの累計調達額は1兆円を突破した。さらに、気候変動対策の重要性が高まる中、企業等には適切な情報開示が求められている。G20の意向を受けて金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が2017年6月に最終報告書を取りまとめ、開示拡充の礎となっている。

日本企業の貢献や強みを「見える化」し、投資家に対しても積極的に情報発信していくことで、このような投資の流れを日本にも呼び込んでいくことが重要であるという観点から、気候変動関連情報開示について効果的な情報開示や適切な投資判断に繋げるための取組を議論する場として、2019年5月に民間主導でTCFDコンソーシアムが設立された。以降、TCFDコンソーシアムにおいては、事業会社の情報開示を後押しするために「TCFDガイドンス2.0」を策定、また2021年には、金融機関が開示情報を適切に活用・評価することができるよう、「グリーン投資ガイドンス2.0」を策定する等、国内のTCFD開示の活用側・開示側双方の質・量の向上に貢献している。

また、2022年10月には、2019年より引き続き第4回目の「TCFDサミット」を開催。世界の産業界・金融界のリーダーが集結し、革新的環境イノベーションや着実な移行（トランジション）の取組へのファイナンスが進むよう、更なるTCFD開示の活用に向けて議論した。加えて、GXの実現には幅広い技術やエネルギー源を活用したトランジションを加速化していくこと、革新的なイノベーションの創出と社会実装を進めていくことが重要であり、開示においてはリスクだけでなく機会の特定・開示の促進が必要

となってくるという認識が共有された。

## 2. 2. 6. カーボンプライシング

2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、カーボンニュートラルへの移行に向けた挑戦を果敢に行い、国際ビジネスで勝てる企業群の枠組みとして「グリーントランスフォーメーションリーグ（GXリーグ）」の設立のため、2022年2月に同リーグの取組内容・進め方等を示した基本構想を公表した。同リーグでは、主に①2050年カーボンニュートラルを前提にした上での将来のビジネス機会の創発、②グリーン市場創造に向けたルールメイキング、③自主的な排出量取引の3つの活動を行うこととしており、2023年1月までに679社の賛同を得た。2023年3月には、企業の持つ気候関連の機会が金融機関等から適切に評価される仕組みを構築するため、賛同企業のうち金融機関・事業会社を中心に、気候関連の機会を開示・評価する際に企業や金融機関等が共通して持つべき基本的な考え方を整理し、「気候関連の機会における開示・評価の基本方針」を公表した。

加えて、2021年12月に「カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会」を設置し、カーボン・クレジットの位置づけの明確化とカーボン・クレジット市場の創設の具体化に向けた議論を行い、カーボン・クレジットの適切な活用に向けて、需要・供給・流通の三つの観点から、取組の方向性と具体策を整理し、2022年6月に「カーボン・クレジット・レポート」として取りまとめた。

また、カーボン・クレジットの流通面の課題であった取引量や価格の不透明性を改善するため、多様なカーボン・クレジットの価格が公示される形で広く取引される市場の構築に向けて、2022年9月から1月の期間で、東京証券取引所において、J-クレジットを対象とした取引所取引の実証を行い、取引の流動性をどのように高めるか、公示される価格が適切にシグナルとして働くか、多様なクレジットの付加価値も併せて流通するか、といった観点から検討を行った。

## 2. 2. 7. GX推進法

ロシアによるウクライナ侵略が発生したことで、国民生活や企業活動の根幹であるエネルギーの供給体制が脆弱

であり、エネルギー安全保障上の課題を抱えたものであることを改めて認識することとなった。こうした中、今後10年を見据えた政策の方針が取りまとめられた。それは、2050年カーボンニュートラルや、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を、経済成長の機会として捉え、温室効果ガス排出削減と経済成長・産業競争力向上の同時実現に向けて、経済社会システム全体を変革させる「グリーントランスフォーメーション」(以下、「GX」(Green Transformation) という。)の実現に向けた基本方針である。GXを実行するための必要な施策を検討するため、2022年7月に、「GX実行会議」を官邸に設置し、議論を重ねてきた。そして、GXの実現を通して、2030年度の温室効果ガス46%削減(2013年度比)や2050年カーボンニュートラルの国際公約の達成を目指すとともに、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さらには、日本の産業構造・社会構造を変革し、将来世代を含む全ての国民が希望を持って暮らせる社会を実現するための取組の方針が、「GX実現に向けた基本方針」として取りまとめられ、2023年2月10日に閣議決定された。

この「GX実現に向けた基本方針」の内容に基づき、必要な法制上の措置を講ずるため、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」、および「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」を第211回国会に提出した。

## 2. 3. イノベーションの推進

### 2. 3. 1. MIへの参加

2022年9月にクリーンエネルギー分野の研究開発の官民投資拡大を促す国際イニシアティブ「MI(ミッション・イノベーション)」の第7回閣僚会合、及びサイドイベントが米国のピッツバーグにて開催された。これまで毎年、CEM(クリーンエネルギー大臣会合)とMI閣僚会合は各々開催していたが、今般、米国がホストとなり、GCEAF(グローバル・クリーンエネルギー・アクションフォーラム)という名称で、第13回CEMと第7回MIの合同閣僚会合の開催となった。

9月22日開催された合同閣僚会合では、日本から、二酸化炭素除去(CDR)技術の国際的な取組の重要性や、

我が国が世界をリードしている水素社会構築に向けた取組の必要性等についての考えを示しつつ、カーボンニュートラルの実現に向け、クリーンエネルギーの研究開発から普及展開まであらゆる取組を促進していく旨を発言した。

さらに、同日に開催された「カーボンマネジメントの重要なツールに関するラウンドテーブル」では、二酸化炭素除去に関する運搬・貯蔵技術における課題やその解決策について、また、「水素に関するラウンドテーブル」では、水素社会の実現に向けて、国の明確なコミットメントの必要性やコスト低減に向けた技術開発の重要性について発言した。

9月23日に開催された、「ファーストムーバーズコアリション(FMC)に関するサイドイベント」では、低炭素技術への政府支援や民間企業の取組を促進するための対象技術の基準策定等を通じた初期需要の創出の必要性等について発言するとともに、グリーントランスフォーメーション(GX)は経済への足かせではなく、成長への鍵であると強く主張した。

## 3. 廃棄物・リサイクル対策

### 3. 1. 循環経済政策

近年、気候変動問題に加え、世界的な資源需要と地学的なリスクの高まりといった資源制約の観点から、資源の効率的・循環的な利用と付加価値の最大化を図るサーキュラーエコノミーへの移行が喫緊の課題となっており、これまで主に廃棄物処理や3Rの観点で進めてきた資源循環を経済活動として進めていく意義が高まっている。

そのため、経済産業省では、近年のコロナ禍やウクライナ情勢に端を発した物資や資源の供給制約を受け、物資や資源の再利用・再資源化等を通じて供給途絶リスクをコントロールし、経済の自律化・強靱化と成長に繋げる「成長志向型の資源自律経済の確立」の考え方を打ち出し、2022年10月に「成長志向型の資源自律経済デザイン研究会」及び経済産業省内に「資源自律経済デザイン室」を立ち上げた。同研究会では、成長志向型の資源自律経済の確立に向けた総合的な政策パッケージである「成長志向型の資源自律経済戦略」の検討の場として、各界の近視眼的な利益を離れ、資源循環経済政策の再構築等を通じた成長志向型の資源自律経済の確立の社会的意義・必要性について議論を実施してきた。研究会での議論と2020年5月に策定し

た「循環経済ビジョン 2020」で示した方向性を踏まえ、国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得に向けて、技術とルールへのイノベーションを促進する観点から、①競争環境整備（規制・ルール）、②サーキュラーエコノミー・ツールキット（政策支援）、③サーキュラーエコノミー・パートナーシップ（産官学連携）を基軸とする「成長志向型の資源自律経済戦略」を 2023 年 3 月に取りまとめた。

さらに、環境省及び一般社団法人日本経済団体連合会とともに、循環経済への移行を加速化させるため発足した「循環経済パートナーシップ（J 4 C E）」では、2022 年には計 4 回の官民対話を行った。また、2022 年度版注目事例集を作成し、J 4 C E 注目事例集 2022 発表式を開催した。今後も企業が自社のビジネス戦略として資源循環に取り組む動きを加速させると同時に、我が国企業の循環経済に関する技術や取組を世界に発信していく。

### 3. 2. 各種リサイクル法の適正な施行

#### （1）資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

資源有効利用促進法は、10 業種、69 品目に対して 3 R の取組を求め、資源生産性の向上や最終処分量の低減等を図るものである。特に、特定再利用業種のうち、紙製造業（古紙利用率）・ガラス容器製造業（カレット利用率）、再資源化製品であるパソコン・密閉型蓄電池（再資源化率）については、法定目標を定めている。

<達成状況>

##### ○特定再利用業種

2022 年度の紙製造業における古紙利用率は、66.3%（65%）、ガラス容器製造業におけるカレット利用率は、74.3%（76%）であった。（括弧内は 2025 年度までの法定目標）

##### ○指定再資源化製品

2021 年度の密閉形蓄電池の再資源化率は、ニカド蓄電池 76.4%（60%）、ニッケル水素蓄電池 76.6%（55%）、リチウム蓄電池 56.9%（30%）、小形制御弁式蓄電池 50.1%（50%）、パソコンの再資源化率は、デスクトップ型パソコン本体 82.0%（50%）、ノートブック型パソコン 68.7%（20%）、ブラウン管式表示装置 75.4%（55%）、液晶式表示装置 80.2%（55%）であった。（括弧内は法定目

標）

#### （2）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

##### （ア）概要

容器包装リサイクル法は、家庭ごみの中で大きな割合を占めている（容積比で約 6～7 割、重量比で約 2～3 割）容器包装廃棄物を対象として、消費者による分別排出、市町村による分別収集（選別保管を含む、以下同じ）、事業者による再商品化という関係者の適切な役割分担の下でリサイクルを推進する制度である。

この制度の下、市町村は、一般廃棄物の処理について統括的な責任（廃棄物処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2）を有する中、容器包装リサイクル制度へ参加する場合には、分別収集計画を定め、これに従って分別収集を行う義務を負う（容器包装リサイクル法第 10 条第 1 項）。

次に、分別収集を行う市町村の住民たる消費者は、分別排出の義務を負う（容器包装リサイクル法第 10 条第 3 項）。

そして、特定事業者は、再商品化義務を負う（容器包装リサイクル法第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項）。製品の容器包装の選択・決定をする者が再商品化義務を負うことにより、再商品化費用は内部化される。

（イ）容器包装リサイクル法に基づく市町村による分別収集、指定法人による再商品化の実績（2022 年度実績）

容器包装リサイクル法に基づき市町村により分別収集され、指定法人に引き渡された容器包装廃棄物の量は約 125 万トン、再商品化製品の販売量は約 96 万トンとなった。

特定事業者から指定法人への再商品化委託申込総額は約 441 億円となり、そのうち、プラスチック製容器包装が約 419 億円であり、大部分を占めている。紙製容器包装と PET ボトルは有償落札となり、有償落札分は指定法人を通じて市町村へ支払われている。

一般廃棄物（容器包装廃棄物以外も含む）の総排出量（2021 年度実績）は 4,095 万トンとなり、法定時（1995 年、5,222 万トン）から約 22%減少している。1 日 1 人当たりのごみ排出量は 890 g となり、法定時（1995 年、1,138 g）から約 22%減少している。一般廃棄物の最終処分場の残余年数は 23.5 年となり、法施行前（1990 年、7.6 年）と比較して延命化が図られている。

### (3) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

#### (ア) 家電4品目の施行状況

家電4品目(エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)のリサイクルについては、2001年4月に施行された家電リサイクル法に基づき、小売業者による排出者(消費者)からの引取り及び指定引取場所への収集運搬、製造業者等による指定引取場所における引取り及びリサイクル施設における再商品化等が行われている。

#### (イ) 法制度・評価検討の実施

経済産業省及び環境省は、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合において、2021年4月より家電リサイクル法施行後3度目の制度・評価検討を実施し、6回の審議を経て、2022年6月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめた。本報告書においては、前回の制度・評価検討から引き続いた課題及び状況の変化により新たに生じた課題・論点を整理し、更なる改善等を通じてよりよい制度を構築していくために、今後対応すべき施策を取りまとめている。

#### (ウ) 引取りの状況

2022年度(2022年4月～2023年3月)に、製造業者等が全国の指定引取場所において引き取った廃家電4品目は、合計約1,495万台(前年度比2.0%減)である。なお2021年度の回収率は4品目合計で、68.2%となった。

#### (エ) 家電リサイクルプラントの状況

家電リサイクルプラントに搬入された廃家電からは、リサイクル処理によって鉄、銅、アルミニウム、ガラス、プラスチック等が有価物として回収されており、2022年度は製造業者等全社において法定基準を上回る再商品化率が達成された。品目別再商品化率では、エアコン93%(法定基準80%)、ブラウン管式テレビで72%(同55%)、液晶・プラズマテレビ式86%(同74%)、冷蔵庫・冷凍庫で80%(同70%)、洗濯機・衣類乾燥機で92%(同82%)と、法定基準を上回る再商品化率が達成された。

また、温室効果ガスであるフロン類について、エアコンの冷媒フロン類は約2,542トン、冷蔵庫・冷凍庫の冷媒フロン類は約132トン、洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン類

は約39トン、冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロン類は約226トンが回収された。これらはいずれも回収後に適切に再生、再利用又は破壊された。

#### (オ) 小売業者に対する行政指導等

経済産業省及び環境省は、家電リサイクル法の遵守状況を把握するため、家電リサイクル法に基づく立入検査及び報告徴収を実施し、義務違反に対しては指導や勧告を行っている。

2022年度は394件の立入検査を実施し、このうち275件において、のべ637件の行政指導等を実施した。

### (4) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

#### (ア) 概要

食品リサイクル法は、食品の売れ残りや食べ残し、または食品の製造過程において発生したくずなどの食品廃棄物等について、その発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進する制度である。

#### (イ) 再生利用等実施率

食品廃棄物等の発生抑制や減量化を計画的に推進するため、基本方針において、食品循環資源の再生利用等の実施率の目標を業種別に定めている。2021年度の再生利用等の実施率は、食品製造業96%(2024年度までの目標95%)、食品卸売業70%(同75%)、食品小売業5%(同60%)、外食産業35%(同50%)となっている。

#### (ウ) 再生利用等促進のための制度執行状況

食品リサイクル法に基づく、登録再生利用事業者は2023年6月30日現在で151者、再生利用事業計画認定件数は2021年10月31日現在で50件となっている。

### (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

#### (ア) 概要

使用済自動車は、有用金属・部品を含み、資源として価値が高いものであるため、従来から解体業者や破砕業者においてリサイクル・処理が行われてきた。

他方、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車

から生じるシュレッターダストを低減する必要性が高まっていた。また、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の不安定な変動により、従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあり、不法投棄や不適正処理の懸念も生じている状況であった。

このため、市況に左右されない安定した自動車リサイクルシステムの構築が求められ、自動車製造業者等を中心とした関係者の役割と責任を明確にした新たな仕組みを構築した。

#### (イ) 施行状況

2022年11月7日に開催された産業構造審議会自動車リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会自動車リサイクル専門委員会第57回合同会議において、2021年度の自動車リサイクル法施行状況が報告された。リサイクル率の達成状況、リサイクル料金の預託状況、不法投棄・不適正保管の状況については以下のとおり。

##### (A) リサイクル率の達成状況

2021年度は、シュレッターダストとエアバッグ類それぞれについて、基準を大きく上回るリサイクル率を達成した。

	基準	実績
シュレッターダスト	70	96~97.5
エアバッグ	85	95

##### (B) リサイクル料金の預託状況

これまで、リサイクル料金は大きな混乱なく順調に預託されている。2021年度の預託台数及び預託金額はそれぞれ以下のとおり。(数字は四捨五入、「新車登録時」と「引取時」を合わせた値が「合計」に一致しない場合がある。)

	新車登録時	引取時	合計
台数(万台)	422	3	425
金額(億円)	405	2	407

また、2022年3月末の累計預託台数及び預託金額残高は、それぞれ以下のとおり。

累計台数(万台)	預託残高(億円)
8,060	8,540

##### (C) 不法投棄・不適正保管の状況

全国の都道府県等による調査によれば、不法投棄・不

適正保管の車両は以下のとおり着実に減少している。

2004年9月(施行前):約22万台

2022年3月末:約5.3千台

これは、自動車リサイクル法の施行に伴い、使用済自動車はすべて廃棄物とみなされるようになったため行政側の指導が容易になったことや、離島対策等推進事業が順調に進捗したことが主な要因と考えられる。

#### (ウ) 自動車リサイクル制度の評価・検討

「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(2015年9月)において、「5年後を目途に評価・検討を行うことが適当である。」とされていることを受けて、2020年8月の第48回から2021年7月の第55回までの間、計8回にわたって合同会議を集中開催し、「自動車リサイクル制度の安定化・効率化」、「3Rの推進・質の向上」、「変化への対応と発展的要素」の3つの柱に沿って議論を行い、「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめた。同報告書に基づき、ASRの円滑な再資源化等を目的とした資源回収インセンティブ制度の検討を進め、2022年3月に「使用済自動車に係る資源回収インセンティブガイドライン(中間取りまとめ)」を取りまとめた。

#### (6) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)

##### (ア) 概要

2013年4月に施行された小型家電リサイクル法は、使用済小型電子機器等(小型家電)の再資源化に係る事業計画について国の認定を受けた事業者がその回収・処理を行う際、本来自治体ごとに必要な廃棄物処理法の許可を不要とし、広域で事業を行いやすくすることで、まとまった回収量を確保し、効率的にリサイクルできるようにすることを目的とした促進型の制度である。小型家電リサイクル法で対象となる小型家電は、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものと定められている。

##### (イ) 施行状況

小型家電リサイクル法に基づき、2023年3月末時点で57事業者の再資源化事業計画が認定されるとともに、2020年度は約10万トンの小型家電が市町村及び認定事業

者等により回収され、有用金属等が再資源化されている。

#### (ウ) 小型家電リサイクル制度の評価・検討

法施行後5年を経過したことから、小型家電リサイクル法附則第2条の規定に基づき、産業構造審議会小型家電リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会との合同会合を開催し、小型家電リサイクル制度の評価・検討に向けて議論を実施した。合同会合における検討を踏まえ、基本方針の改正を行い、再資源化を実施すべき量は、2023年度までに1年当たり14万トン回収する目標に変更するとともに、リチウム蓄電池使用製品等の安全な処理に向けて、各関係主体に求められる取組等を定めた。

### (7) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環促進法)

#### (ア) 概要

2022年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法は、今後、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市区町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するため、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることが必要であり、こうした考えを踏まえ、多様な物品に利用されているプラスチックという素材に着目し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じることを目的としている。

#### (イ) 施行状況

2023年3月末時点で、再商品化事業計画では3自治体、自主回収・再資源化事業計画では1事業者、再資源化事業計画では2事業者が認定された。

### 3. 3. レアメタルリサイクル対策

レアメタルは、自動車やIT製品等の製造に必要不可欠な素材であり、我が国の産業競争力を有する様々な先端デバイス・製品に用いられている。

今後、これら製品の市場が拡大するにつれて、レアメタルを含む使用済製品の排出量が増加することが見込まれ、リサイクルにより、使用済製品に含まれるレアメタル回収による資源確保を着実に進めていくことが必要である。

このため、2017年度から2022年度にかけて、我が国の都市鉱山の有効利用を促進するため、小型家電等からレアメタル等の金属資源を効率的にリサイクルする革新技术・システムの開発事業を実施した。

### 3. 4. リサイクル分野における我が国企業のアジア展開

我が国企業のリサイクルに関する技術やオペレーションノウハウを活用し、海外でのビジネス展開を促進するため、2019年6月より経協インフラ戦略会議においてリサイクル分野の海外展開戦略を公表し、アジア各国を中心とした海外のリサイクル市場の獲得と適切な国際資源循環の確保に向けて、我が国企業の海外展開を積極的に支援している。

2022年度に実施した具体的な取組としては、昨年度に引き続き、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)交付金を活用し、タイにおける使用済自動車及び電気・電子機器廃棄物の適切なリサイクル制度確立と、リサイクル技術の導入に向けた実証事業を実施した。使用済自動車については、2020年度に終了した事業のフォローアップ事業において、有害廃棄物の適正処理を含めた使用済自動車の適正な解体手法のタイでの導入に向け、現地の廃車情報を基にしたリサイクル情報システム整備のための支援を実施した。電気・電子機器廃棄物については、新型コロナウイルス感染症の拡大により設備導入が遅れたものの、同設備導入により実証事業が再開し、2022年末に事業終了した。

### 3. 5. 海洋プラスチックごみ対策

プラスチックは、軽量かつ丈夫であり加工性に優れるといった特性を持ち、私たちの日常生活に利便性をもたらす素材として、これまで幅広く活用されている。その一方で、新興国の経済発展と世界的な生産量の増加に伴い、近年、プラスチックごみによる海洋汚染が地球規模の新たな課題として顕在化するとともに、中国を始めとする廃棄物輸入規制の強化に端を発し、国際的な資源循環の枠組みが変化しており、廃棄物の回収・処理の徹底はもとより、資源

循環の高度化や代替素材の技術開発促進等の重要性が一層高まっていることから、我が国におけるプラスチック資源循環の更なる体制強化が求められている。

直近の国際的な動きとしては、2022年3月の国連環境総会（UNEA5.2）の決議を受けて、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向け、第1回政府間交渉委員会（INC1）が開催された。我が国は2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱国として、今後のINCにおける国際交渉にも積極的に参加し、全ての国にとって実効的かつ進歩的な枠組みとなるよう世界的な対策の推進に貢献していく。

また、国内においては、多様な物品に使用されているプラスチックについて、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまで、ライフサイクルを通じて広く関わる主体におけるプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を内容とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が、2021年6月4日に成立し、同月11日に公布され、2022年4月に施行された。加えて、2021年12月20日に令和3年度補正予算が成立し、廃プラスチックの資源循環の高度化に資する取組を支援することを通じて、民間企業による廃プラスチックの高度な資源循環の自律的取組への移行を実現するため、「廃プラスチックの資源循環高度化事業」を実施した。また、2022年12月2日に成立した令和4年度第2次補正予算において、我が国が保有する先進的な資源循環技術の早急な社会実装を通じて、循環経済モデルのトップランナーとなる自律型資源循環システムを構築することで、我が国の戦略的自律性・不可欠性を確保し、国際競争力を獲得するため、「資源自律に向けた資源循環システム強靱化実証事業」を実施することとした。

その他、経済産業省としては、我が国が有する強みを活かして、代替素材等のイノベーションを通じて、世界へ貢献することを目指し、2019年5月7日に策定された「海洋生分解性プラスチックの開発・導入普及に向けたロードマップ」に基づく施策を進めている。

### 3. 6. バーゼル条約関連政策

廃鉛蓄電池などの特定有害廃棄物等に該当する貨物を

輸出入する際には、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）」の規定を踏まえ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく経済産業大臣の承認等が必要となる。バーゼル法を円滑に執行するため、経済産業省と環境省は、事業者が輸出入しようと考えている貨物がバーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するかどうかについて、事前相談を行っている。

なお、2021年における特定有害廃棄物等の輸出の状況は、件数は326件、総量は95,386トン、品目は主に石炭灰、亜鉛くずであり、金属回収等を目的とするものであった（参照：図1 特定有害廃棄物等の輸出実績）。また、2021年における特定有害廃棄物等の輸入の状況は、件数は73件、総量は1,776トン、品目は主に電子部品スクラップ、金属含有スラッジであり、金属回収等を目的とするものであった（参照：図2 特定有害廃棄物等の輸入実績）。

また、1992年のバーゼル法制定から30年近くが経過し、我が国を取り巻く国際的な資源循環の状況は制定当時と比べて大きく変化しており、特定有害廃棄物等が天然資源を代替する循環資源として、活発に越境移動が行われるようになったことにより、制定時に想定されなかった様々な問題が顕在化してきた。これを受けて、バーゼル条約等を的確に実施しつつ顕在化してきた課題に対応するために、規制の在り方を検証・検討し、2017年にバーゼル法を改正し、2018年10月に改正バーゼル法が施行された。同改正の主要な点の一つである廃電子基板等の輸入円滑化措置により、2019年度よりバーゼル法に基づく手続は激減している。

さらに、2019年5月に開催された第14回バーゼル条約締約国会合において、汚れたプラスチックが同条約の特定有害廃棄物として追加されたことを受け、国内の関連法令を改正し、2021年1月1日から汚れたプラスチックがバーゼル法の対象となっている。

また、2022年6月に開催された第15回バーゼル条約締約国会合において、新たに非有害な電気・電子機器廃棄物（E-waste）を有害廃棄物とする附属書の改正が行われ、2025年1月1日から発効する運びとなった。

図1 特定有害廃棄物等の輸出実績

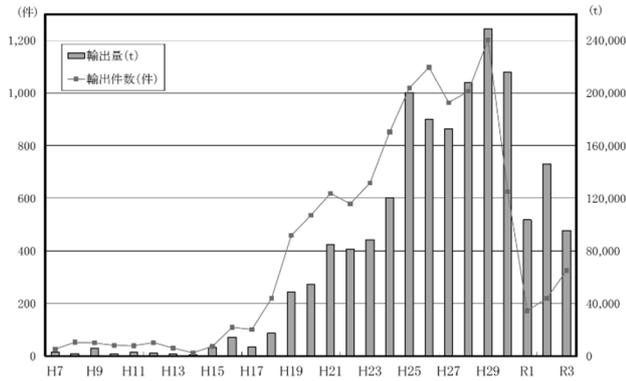
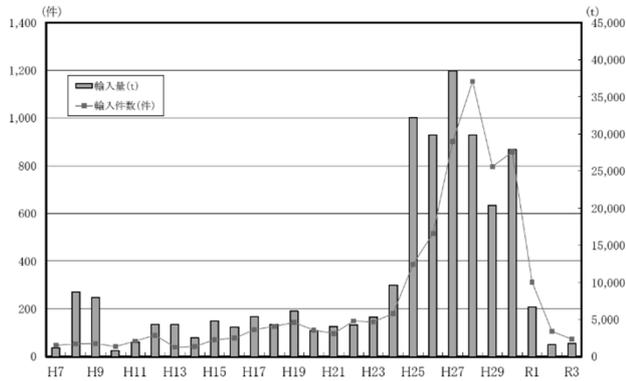


図2 特定有害廃棄物等の輸入実績



#### 4. 産業公害対策

##### 4. 1. 大気汚染防止対策

###### (1) 揮発性有機化合物（VOC）排出抑制制度

「大気汚染防止法」が2004年5月に改正され、法規制と自主的取組のベスト・ミックスによるVOC排出抑制制度が導入された。当時の中央環境審議会では、自主的取組として、2010年度までにVOC排出量を2000年度比で3割程度削減することが目標とされた。そのため、産業界ではVOC排出抑制に係る自主行動計画を策定してその取組を進めるとともに、産業構造審議会産業環境リスク対策合同ワーキンググループにおいては、本取組について審議した。その結果、当初目標を大きく上回る削減量（45%）を達成することができ、2012年12月の中央環境審議会答申では、新たな削減目標は設定せず、従前のVOC排出抑制制度が継続されることとなった。

これを受け、2013年11月の産業構造審議会産業技術環境分科会産業環境対策小委員会において、事業者等によるVOC排出抑制のための自主的な取組を継続し、同委員会において、毎年度フォローアップを実施することとなった。

2023年2月に開催された同委員会では、自主的取組参加41団体（約19,200社）による2021年度のVOC排出

量は、2000年度比約64%減の22.3万トンであり、原料等の代替等により継続してVOCの排出が抑制されていることを確認した。

###### (2) 水銀に関する水俣条約（大気排出部分）

「水銀に関する水俣条約（水俣条約）」は、水銀が人の健康及び環境に及ぼすリスクを低減させるため、水銀に対して、産出、使用、環境への排出、廃棄等そのライフサイクル全般にわたって包括的な規制を行う初めての条約である。2013年10月に本条約が採択されたことを受け、条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等の排出の規制を追加する改正大気汚染防止法が2015年6月に公布され、改正施行令を同年11月、2016年9月に指定等を行う改正大防法施行令等、水銀排出施設の規模や、排出基準等を定めた改正大防法施行規則が公布された。一連の関係法令は、本条約が2017年8月に発効されたことを受け、2018年4月1日に施行された。

同改正法にて要排出抑制施設の設置者へ求められる自主的取組については、産業構造審議会産業技術環境分科会産業環境対策小委員会においてフォローアップすることとされている。なお、2023年2月に開催された同委員会において、一般社団法人日本鉄鋼連盟、普通鋼電炉工業会、一般社団法人日本鋳鍛鋼会の3団体より、2020年度に実施された要排出抑制施設における自主的取組について、焼結炉、電気炉ともに、評価対象とした全施設で前年度に引き続き自主管理基準を達成した旨報告があった。

###### 4. 2. 水質汚濁防止対策

「水質汚濁防止法」に基づく、有害物質に規定されている、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の項目については2001年に、一般排水基準が設定されたが、その基準が技術的に達成困難な業種に対しては、暫定排水基準が設定されている。経済産業省では、暫定排水基準の適用を受けている所管業種（ほうろう鉄器製造業、貴金属製造・再生業、電気めっき業、金属鋳業、酸化コバルト製造業、ジルコニウム化合物製造業、モリブデン化合物製造業、バナジウム化合物製造業）に対し、事業者の効果的な取組を促すことを目的として、一般排水基準の移行に向けた取組状況や排水処理技術に関するフォローアップを実施し、適用期限を迎える暫定排水基準の見直し案を検討した。

具体的には、排水処理技術検討会（工業分野検討会）を開催し、事業者が対象物質における排水基準の達成に向けた取組を説明、その取組に対し、委員である専門家から技術的アドバイスを行うことで、改善の促進を図った。また、効果的な取組の実施が難しい事業者については、現地を専門家が訪問し、実際の設備を確認した上でアドバイスを行った。

2022年度においては、6月に暫定排水基準値の適用期限を迎えるほう素、ふっ素、硝酸性窒素等において、適用期間の延長が実施された。硝酸性窒素等のうち、酸化コバルト製造業については、一般排水基準へ移行され、硝酸性窒素等の一部の業種については、業界団体や事業者の改善努力により、基準値の引下げが行われた。

2023年度に暫定排水基準値の適用期限を迎える全窒素について、酸化コバルト製造業については、業界団体や事業者の改善努力により、基準値の引下げが妥当であると結論づけた。この検討結果を基に中央環境審議会を経て、10月に適用期間の延長が実施される予定。また、2022年10月に六価クロム化合物の環境基準が強化されたことから、排水基準の見直しや暫定排水基準の適用等について検討がなされた。

#### 4. 3. 土壤汚染対策

顕在化する土壤汚染の増加などを背景に土壤汚染対策の法制度化が求められるようになり、土壤環境保全対策のための制度の在り方についての調査・検討を経て、2002年5月に「土壤汚染対策法」が公布され、2003年2月より施行された。2019年4月には2回目の改正法が全面施行され、これに対応したガイドラインが公開された。改正法では、土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大等の規制強化とリスクに応じた規制の合理化を目的とした規制緩和の両面が盛り込まれた。

土壤環境基準や土壤溶出基準などの次期見直しに向け、六価クロム、1,4ジオキサン及びPFOS等に関し使用状況・分析方法等の調査・検討が進められている。

また、法改正に係る告示や通知、ガイドライン等が相次いで公開されるなど制度が複雑化していることから、経済産業省、環境省及び地方自治体において、説明会を開催しているほか、経済産業省では、土壤汚染対策ガイドブックや映像資料を作成し、事業者の理解促進のための取組を実

施した。

#### 4. 4. ポリ塩化ビフェニル（PCB）問題

ポリ塩化ビフェニル（PCB：Polychlorinated biphenyls）廃棄物の処理については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」に基づき、PCB廃棄物の保管事業者に保管状況等の届出及び一定期間内（高濃度PCB廃棄物はエリアごとに定められており最長で2023年3月31日、低濃度PCB廃棄物は2027年3月31日）の処分等が義務付けられている。期間内のPCB廃棄物処理のため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）による高濃度PCB廃棄物の広域処理施設の整備（北海道、東京、豊田、大阪、北九州の5事業所）及び民間事業者による無害化処理施設の整備等が進められてきた。

経済産業省では、事業者によるPCB廃棄物の処理推進を目的として、2015年から環境省と共に全国で説明会を開催している。2022年度は、全国5都市にて説明会を開催し、ライブ配信およびオンデマンド配信を合わせて実施した。説明会では、高濃度PCB廃棄物の処理に関する情報に加え、2026年度末に処理期限を迎える低濃度PCB廃棄物の調査方法及び適正な処理について広く周知した。また関係省庁の所管団体を対象としたオンライン説明会を開催し、2022年3月に環境省と経産省から公表した「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期発見のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を周知した。

低濃度PCB廃棄物等の処理について、経済産業省と環境省は、2014年から微量PCB廃棄物等の適正処理に関する研究会を開催し、同研究会の下に設置されたWGにおいて使用中機器からPCBを除去する手法である課電自然循環洗浄法の確立および適用の拡大を進めている。2020年12月には「微量PCB含有電気機器課電循環洗浄実施手順書」を改正し、洗浄対象部位の拡大と、洗浄可能な元油PCB濃度を引上げ、課電自然循環洗浄法のより一層の利用拡大を図った。なお、2022年も引き続き適用範囲拡大のための技術的検討を行うとともに、説明会を通じて課電自然循環洗浄法の普及を進めた。

#### 4. 5. 公害防止管理者制度

公害防止管理者制度は、産業公害の未然防止を図るため、

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定の公害発生施設を設置する工場の事業者に対し、施設の区分ごとに公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びこれらの代理者の選任を義務づけるものである。

公害防止主任管理者、公害防止管理者及びその代理者については、国家試験の合格又は資格認定講習の修了による資格取得者であることを選任の要件としている。2022年度の公害防止管理者等国家資格の取得者数は、6,622名であり、国家試験及び資格認定講習の内訳は、以下のとおり（（ ）内は2021年度の数値）。

#### 国家試験

受験申込者：23,361名（23,434）

合格者数：5,179名（5,774）

#### 資格認定講習

受講者数：2,293名（2,158）

修了者数：1,443名（1,397）

また、公害防止管理者制度については、産業公害防止に貢献する制度として、これまでもタイ等のアジア地域の国々に対し制度移転（導支援）を行ってきたが、産業発展が著しいメコン地域各国（ベトナム、カンボジア、ラオス）における公害防止に関する取組支援そのための人材育成に関する協議等を実施した。本支援は、日本とメコン各国間の支援の枠組み（メコン産業開発ビジョン2.0）のワークプログラムとして登録されている。

#### 4. 6. 環境影響評価制度

環境影響評価法は、一定規模以上の道路、飛行場、発電所等13事業を対象に、あらかじめ環境影響評価（環境アセスメント）を行うことを義務づけている。

2022年度においては、地熱発電所1件、火力発電所2件、風力発電所12件、太陽電池発電所9件についての審査を行った。

#### 4. 7. 税制、財政投融資による公害防止設備投資支援

事業者の公害防止対策に対する取組を支援し、環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図るために、企業の公害防止設備投資について、税制及び財政投融資による支援措置を実施している。

税制については、公害防止設備に係る固定資産税の課税

標準特例制度について、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）により、特例率1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合とし、適用対象を暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定した上で、2022年度から2年間の期限内で税率の軽減措置が講じられている。

財政投融資については、株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」において、ばい煙や汚水・廃液等の対策を行う公害防止施設、アスベスト除去工事等を取得するために必要な設備資金や運転資金等に対する融資を実施しており、2023年度から1年間の適用期限の延長を行った。